

# 風力発電業界の規制改革要望事項



## [要望1]電気主任技術者の選任義務の緩和(新規要望)

- 現状、個別の風力発電所・変電所ごとに電気主任技術者の選任が求められているが、複数の風力発電所・変電所を統括する事業場について電気主任技術者を選任できるよう、制度運用を見直して頂きたい。

## [要望2]環境アセスの期間短縮

- 国や自治体の審査期間について、目標日数を設定することにより、大幅な審査期間の短縮を実現して頂きたい。
- 長期間を要する環境調査については、事業者が手戻りのリスクを負うことなく先行実施できるような仕組みを作つて頂きたい。

## [要望3]第一種農地の転用規制の緩和

- 農業振興に資する場合など、一定の条件下で、風力発電事業を目的とした第一種農地の転用を認めて頂きたい。

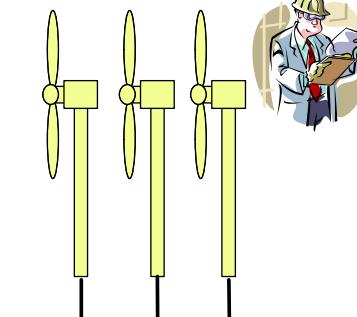


## [要望1]電気主任技術者の選任義務の緩和

# 電気主任技術者の選任義務(現状)

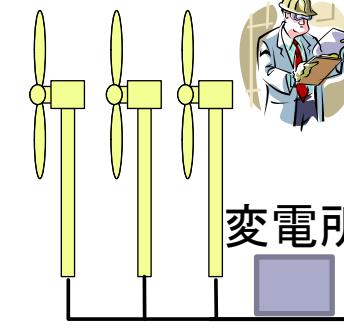
- 発電所・変電所等の電気工作物の設置者は、工事・維持・運用の保安監督者として、電気主任技術者を選任する義務を負う。(電気事業法第43条)
  - 出力5,000kW以上の発電所の場合、第一種または第二種電気主任技術者の免状保有者を電気主任技術者に選任する必要がある。(電気事業法施行規則第56条)
- 現在、経済産業省からは、以下の指導を受けている。
  - 発電所と変電所が離れている場合、それぞれに主任技術者を選任すること。
  - 設置者が同一であっても、複数の発電所にはそれぞれに主任技術者を選任すること。(右図参照)

○○風力発電所



変電所

××風力発電所



変電所

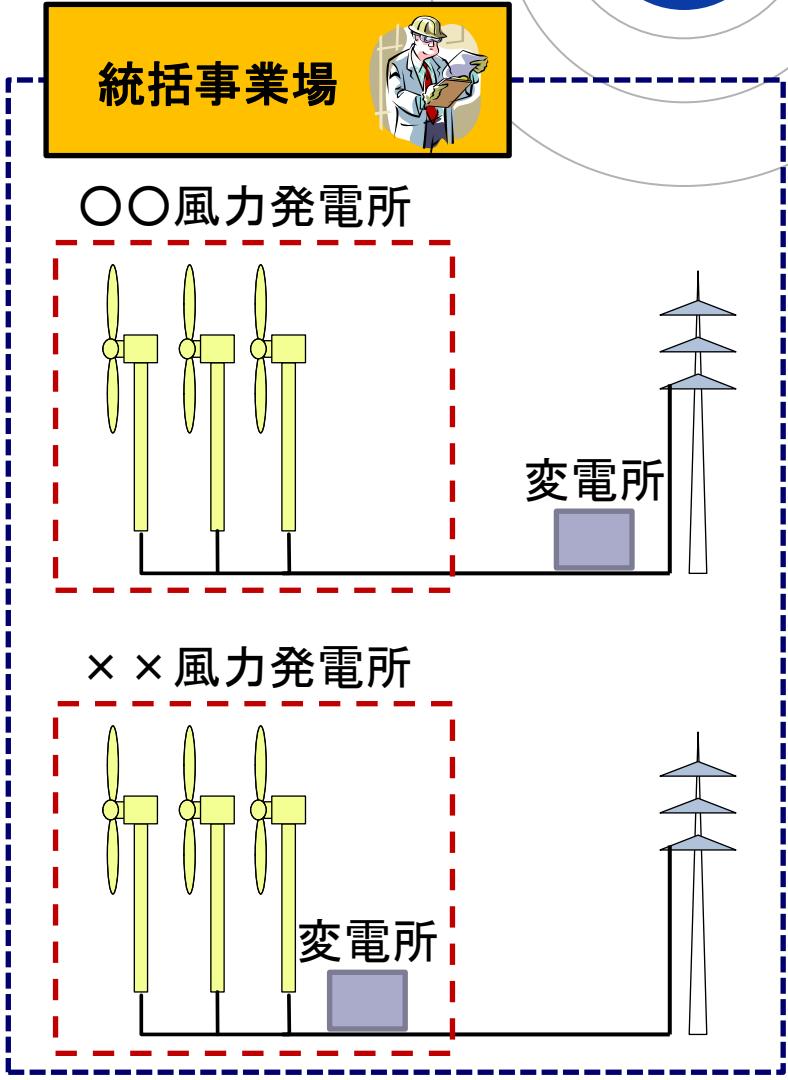
電気主任技術者の選任が必要なメガソーラーが急増する一方で、第一種・第二種電気主任技術者の免状保有者数は限られており、風力発電所の新設に必要な主任技術者の確保が困難な状況



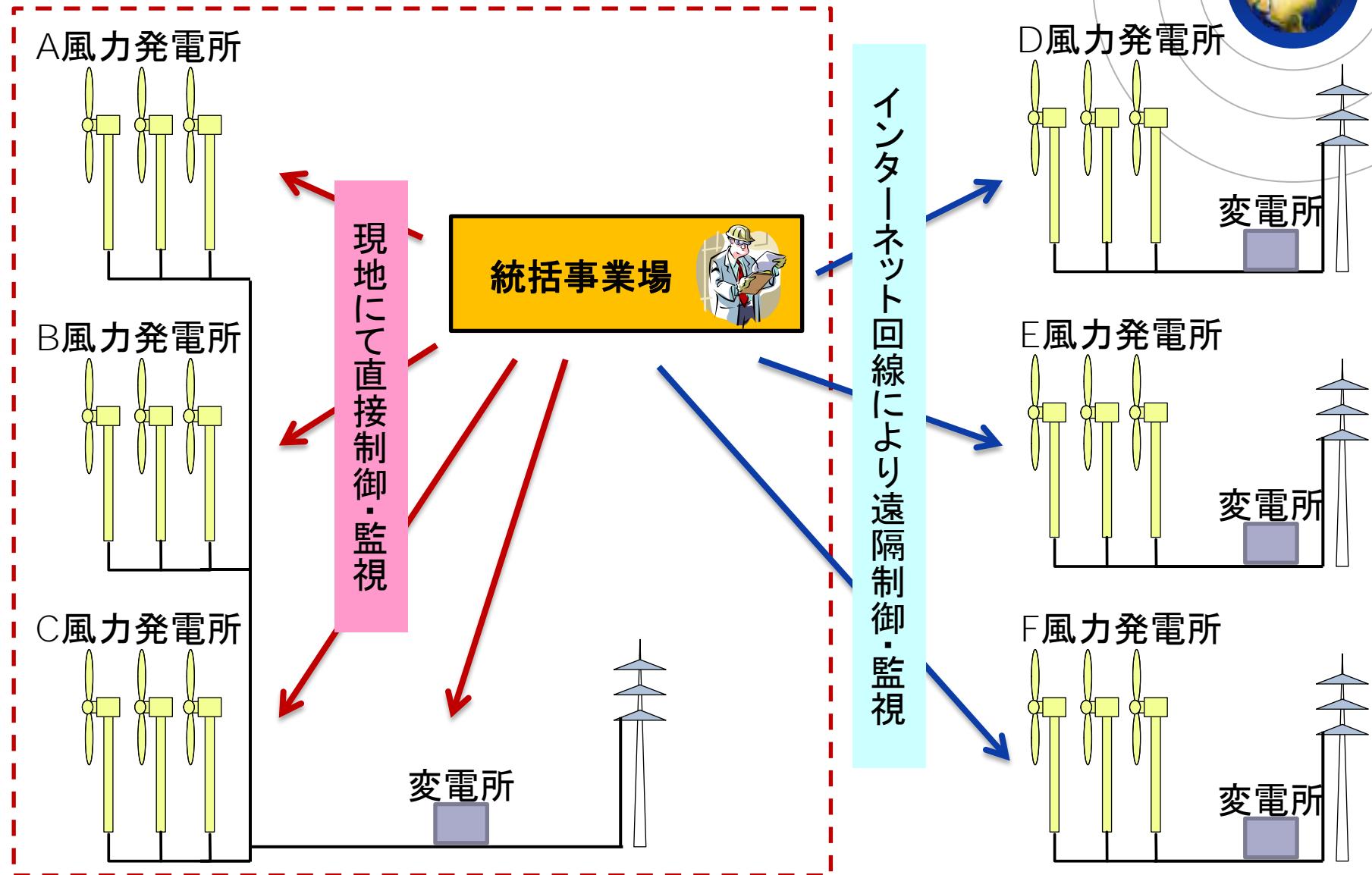
# 統括事業場について



- 電気事業法施行規則第52条1項は、「発電所（原子力発電所を除く。）、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場」に主任技術者を選任するよう定めている。
  - 風力発電所について、上記以外に主任技術者の選任を義務づける条項はない。
- したがって、複数の風力発電所及び変電所を直接統括する事業場（以下、「統括事業場」）に主任技術者を選任すれば、個別の発電所への主任技術者は不要となる。（右図参照）
- しかしながら、経済産業省は現在、風力発電所について統括事業場の設置を認めておらず、前述の通り個別の発電所・変電所への主任技術者選任を求められている。
  - 過去には、風力発電所についても、統括事業場への主任技術者選任を認めていた例あり。（次頁参照）



# 風力発電所を「直接統括する事業場」の実例



# (参考)主任技術者の「兼任」



- 電気事業法施行規則第52条3項ただし書は、経済産業大臣の承認を受けた場合には主任技術者に複数の事業場を兼任させることを認めている。
- 経済産業省の内規では、「兼任させようとする事業場(中略)の最大電力が2,000キロワット以上となる場合(中略)、特に慎重を期すこととする。」とあり、2,000kW以上の発電所についての兼任は通常認められていない。
- このため、2,000kW以上の風力発電所について兼任要件の緩和を要望することも検討したが、統括事業場の設置であれば現行法令・内規に照らして何ら問題は無く、かつ統括事業場において複数の風力発電所の保安監督が行われてきた実績があることから、内規の変更に時間要する兼任要件の緩和ではなく、統括事業場の設置を風力発電所について認めて頂くことを要望する。

主任技術者の確保ができないために風力発電所を着工できないという事態を回避するためにも、本件については迅速な対応をお願いしたい。



## [要望2]環境アセスの期間短縮

# 環境アセスの現状と問題点



## 現状

- 昨年10月以降、風力発電事業が環境影響評価法の対象となったことに伴い、環境アセスに長期間と1億円を超える費用を要することとなった。
- 昨年4月3日閣議決定を踏まえ、経済産業省における審査期間の短縮や文書の迅速な受理を措置頂いているが、それでもアセス期間は概ね4年程度となる。
- さらに、本年4月1日から改正環境影響評価法の配慮書に係る部分が施行されることにより、上記に加えて少なくとも6ヶ月程度の配慮書手続が必要となる。



## 問題点

- 環境アセス期間の長期化により、発電事業者は事業の実施に関わる下記のようなリスクを抱えたまま、巨額のアセス費用の負担を迫られることとなる。
  - 固定価格買取制度に基づく調達価格の変更
  - 許認可に関する制度変更
  - 風車・資材価格の変動
  - 地権者との協議

現状では環境アセスの負担が著しく重いため、  
環境影響評価法の対象外である7,500kW未満の  
風力発電事業の計画が増加している状況

# 審査期間短縮の目標を設定頂きたい



- 環境影響評価法に基づく発電所アセスでは、国や自治体の手続に要する期間として電気事業法施行規則に定める期間だけで、合計で480日間にのぼる
  - 方法書 180日間
  - 準備書 270日間
  - 評価書 30日間

---

合 計	480日間
-----	-------
- 火力発電所のリプレースについては、上記のうち国の審査期間について、自治体の協力を得ながら国の審査を自治体の審査と同時並行的に進めること等により、全体で150日程度の国の審査期間を最短で45日程度に短縮
  - さらに、自治体に対しても同様に審査期間の短縮を要請

風力発電事業についても、国や自治体による審査期間の目標日数を設定することにより、大幅な審査期間の短縮を実現して頂きたい。

# 審査期間短縮の具体案(1)



## ① アセス審査の並行実施

### 現状

- ・縦覧・住民意見を待ってから、行政機関が審査を開始
- ・国と都道府県が有識者による審査会を別々に開催
- ・都道府県知事の意見を待つて、環境大臣の意見を聴取



### 期間短縮案

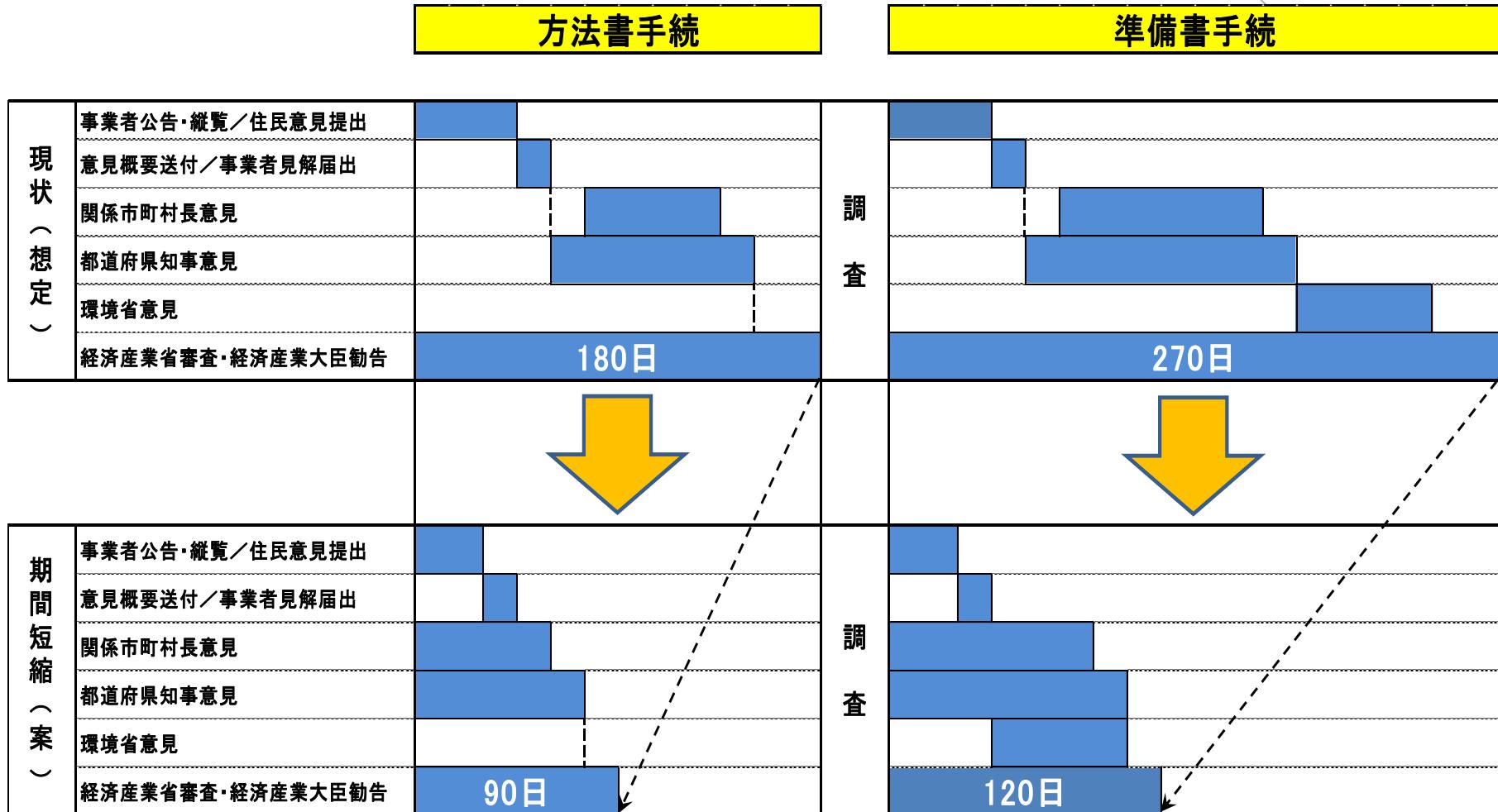
- ・縦覧開始と同時に、行政機関の審査を開始
- ・国と都道府県が有識者による審査会を合同で開催
- ・都道府県の審査と並行して、環境大臣の意見を聴取

方法書及び準備書に関する国・自治体の手続期間は、上記によりほぼ半減が可能(次頁参照)

# 審査期間短縮の具体案(1)つづき



## アセス審査の並行実施の効果



# 審査期間短縮の具体案(2)



## ② 配慮書手続の合理化

- 本年4月から新たに導入される配慮書手続は、発電事業の計画段階で実施され、事業計画について複数案を設定することを基本とする
- 
- しかし、風力発電事業の場合は、公共事業（高速道路等）や従来型発電所（火力・原子力等）と異なり、風況の良い候補地が複数あれば全ての候補地で事業実施が図られるものであり、「複数案を設定して関係者の意見を聞く」という配慮書の手續になじまない
    - 無理に複数案を設定するとなれば、「ダミー計画」を作らざるを得ない
- 
- むしろ、配慮書において单一の事業計画を設定し、かつ従来は方法書に記載していた内容を配慮書に取り込むことにより、方法書段階での審査期間を更に短縮することはできないか

# 先行調査による現地調査期間の短縮



- 風力発電事業に関する環境アセスでは、動植物・生態系等の調査のため最低1年間(鳥類調査期間によってはそれ以上)の調査期間が必要。



- 配慮書や方法書の手続中に、これらの調査を先行実施することにより、アセス全体の所要期間を短縮することが可能。
- ただし、調査には多額の費用が必要であるため、方法書の審査結果によって調査がやり直しとなる「手戻りリスク」がある限り、発電事業者が先行調査を行うことは困難。



- 先行調査を国が補助することにより、発電事業者の負担が軽減できないか検討頂きたい。
- 国が何らかの形で定型的な調査方法を定めることにより、方法書の審査で調査方法が変更となるリスクを回避できないか検討頂きたい。



## [要望3]第一種農地の転用規制の緩和

# 農地における風力発電事業



- これまで農地に設置された風力発電施設は、作業道の整備、観光客の誘致、売電収入シェアによる地元貢献などの面で農業振興にも寄与

郡山布引高原風力発電所(福島県)



釜石広域ウインドファーム(岩手県)



- しかし、現在では第一種農地の転用が一切認められず、上記のような風力発電事業を新規に行なうことは不可能となっている。

上記のケースのように農業振興に貢献できる場合などには、  
風力発電事業を目的とした第一種農地の転用を認めて頂きたい。



## (参考資料)

# 風力発電導入拡大の意義



## ■ エネルギーの安定供給

(エネルギー自給率の向上: 2007年度自給率 = 4% \*)

- 純国産エネルギー
- 石油代替エネルギー



\* 出典: エネルギー白書 2010

## ■ 地球環境の保全

- 環境に与える負荷が小さいクリーンエネルギー
- 地球温暖化対策への寄与大
- 低炭素社会の実現



## ■ 経済成長

### - 新規産業の育成

- 世界合計で約5.8兆円/年\*\*
- 日本企業で約0.5兆円/年

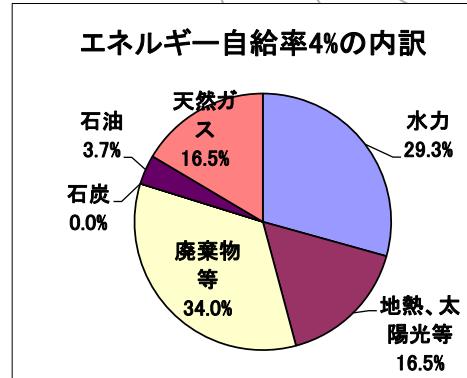


### - 雇用の促進

- 世界合計で約63万人\*\*



\*\* 出典: GWEC Global Wind Report 2010  
Global Wind Energy Outlook 2010



# 風力発電に係る規制改革の現状(1)



## ◆ 自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直し

現状	JWPAの認識
環境影響評価法との関係を整理するとともに、風力発電事業者からの意見聴取を実施し個別事例の検証を行いながら実態把握を進めているところ。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 景観の評価方法や風力発電の特性を踏まえた技術事例の検証等を行なった上で見直しを進めて頂きたい。</li><li>・ 本ガイドラインを審査手法の参考例・オプションを示す技術事例集として位置づけて頂きたい。</li></ul>

## ◆ 保安林における許可要件・基準の見直し①(保安林の解除の要件)

## ◆ 保安林における許可要件・基準の見直し②(保安林の作業許可)

現状	JWPAの認識
「保安林解除及び作業許可要件に係る留意事項について」(平成24年6月29日付け林野庁治山課課長補佐事務連絡)を各都道府県及び各森林管理局宛に発出するとともに、再エネ事業関係団体に配布し、周知を図った。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各都道府県の所管部署においては、留意事項が発出されても独自に判断しつつ再エネ発電事業者へ応対している事例があるため、留意事項を踏まえた判断がなされるよう周知徹底を図って頂きたい。</li></ul>

# 風力発電に係る規制改革の現状(2)



## ◆ 風力発電施設に係る航空障害灯等の設置免除の基準の緩和

現状	JWPAの認識
海外における風力発電施設に対する航空障害灯の設置基準及び設置状況等の実態調査等を踏まえ、航空障害灯の設置間隔の拡大について検討を進めているところ。	<ul style="list-style-type: none"><li>風力発電施設に対する航空障害灯等の設置については、海外における実態を踏まえた基準として頂きたい。</li></ul>

- 再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化①(情報開示の拡大に向けた見直し)
- 再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化②(申請手続の見直し)

現状	JWPAの認識
関係者が一同に集まる場にて、ESCJルール・各電力会社の系統運用ルールの改善や接続検討申込における手続書類の様式の簡素化・統一化について検討がなされ、これらの検討を踏まえた「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月資源エネルギー庁)が公表された。	<ul style="list-style-type: none"><li>ESCJルール・各電力会社の系統運用ルールを速やかに改訂、周知頂くとともに、円滑な接続申込手続が行えるよう、適切な運用を図って頂きたい。</li></ul>